

## 令和5年度 会費の額及び納入方法

### 1. 会費の額

会費には東ト協機関紙「東京都トラック時報」購読料及び全ト協会費を含む。

(1)店頭割会費 1店社月額 2,600 円とする。

#### (2)車両割会費

東京運輸支局に登録した事業用自動車の数を基準とし、次によりそれぞれの区分により計算した金額とする。

小型車に換算した場合の車両規模	小型車1両当たりの 月額会費
6 両まで	車両割会費は徴収しない
7 両から 20 両までについて	150 円
21 両から 50 両までについて	140 円
51 両から 100 両までについて	130 円
101 両から 200 両までについて	90 円
201 両から 600 両までについて	80 円
601 両以上について	70 円

大型車1両につき小型車2両に換算する。

(3)入会金 協会に新規加入の際徴収する。

1 業 者 50,000 円

(注)大型車とは道路運送車両法施行規則第2条に定める種別中の普通自動車及び大型特殊自動車をいう。

小型車とは同法施行規則第2条に定める種別中の小型自動車及び軽自動車をいう。

### 2. 納入方法

上記会費は原則として1ヶ月分を毎月10日までに所属支部に納入するものとする。

### 3. 本部会費還元金

納入された会費の30%と1支部月当たり28,000円(多摩56,000円)を、支部に対し本部会費還元金として支払う。

### 4. 消費税の取扱

不課税扱いとする。